那覇市公園ボランティア（企業等）実施要領

令和６年８月 20 日全部改正

（目的）

第１条　この要領は、那覇市の管理する公園（緑地等を含む。以下「公園」という。）における企業その他の団体（以下「活動団体」という。）の持つ組織力、専門技術その他の特性を生かしたボランティア活動（以下「本活動」という。）について必要な事項を定め、本活動を促進し、公園の良好な維持管理等（施設整備を含む。以下同じ。）に寄与することを目的とする。

（活動団体）

第２条　活動団体は、本活動の趣旨に賛同し、かつその能力を有すると認められる団体とし、当該団体の所在地が那覇市内外であるかを問わない。

2　本活動により、自己の存在・信条等の主張、宣伝を主目的とする団体、公序良俗に反する団体その他本活動に不適切と認められる団体を、活動団体としてはならない。

（協定の締結）

第３条　第１条の趣旨及び目的に賛同し、活動団体になることを希望する団体は、活動場所、活動の内容、活動時期や活動人数等を記した「公園ボランティア（企業等）申込書（様式第１号）」を市長に提出するものとする。

2　本活動の規模・回数は、基本的に活動団体の意向を尊重するものとするが、年４回以上を原則とする。

3　市長と本活動を希望する団体は、第１項の申込書の提出後、本活動の内容について協議を行いその協議が整えば、「那覇市公園ボランティア（企業等）協定書（様式第 2 号）」を締結するものとする。

（本活動の計画及び実施の報告）

第４条　活動団体は、実際に本活動を実施する際には、活動の二週間以上前に活動の日時、内容等について市長へ口頭又は活動事前計画書（様式第 3-1 号）により通知するものとし、実施後は、速やかに、活動報告書（様式第 3-2 号）により報告するものとする。

2　活動団体は、本活動の実施を証するため、市長に活動証明書（様式第４号）の交付を求めることができる。

3　市長は、第１項の報告がない活動団体に対し活動報告書を提出するよう求めることができる。

（活動の支援）

第５条　市長は、活動団体が行う本活動の実施に際し、他の公園利用者又は愛護会等と調整・周知を図り、本活動が円滑に行なわれるよう配慮するものとする。また、ごみの処理等本活動が円滑に行なわれるよう必要な措置を講じるものとする。

2　市長は、第３条第３項の協定締結後、活動団体の求めに応じて、活動団体名及び活動内容

等を記した標示板の設置を行うなど、広報に協力するものとする。

3　本活動にかかる一切の費用は活動団体の負担とし、前ニ項以外の支援は行なわない。

（活動の継続、変更、解約）

第 6 条　第 3 条第 2 項で締結した協定は、活動団体又は市から、本活動について変更又は解約の申し出がない限り毎年度更新するものとする。

2　活動団体は、前条で締結した団体の名称、所在、代表者、連絡先等が変更となった場合は、「活動団体変更届（様式第 5 号）」を提出するものとする。

3　活動団体は、本活動を行う公園・緑地の場所や活動内容について変更しようとするときは、「活動内容等の変更に関する協議の申し出（様式第 6 号）」を提出し、市長と再度協議を行うものとする。

4　活動団体は、第 3 条第 2 項条で締結した協定を解約する際は、「公園ボランティア（企業等）解約申出書（様式第 7 号）」を提出するものとする。

5　市長は、前項の解約申出書の提出があったときは、速やかに協定を解約し、その旨を通知するものとする。

6　市長は、第 4 条第 1 項に定める活動報告書が 3 年以上行われず、かつ、活動団体の所在及び活動状況が 3 年以上不明な団体については、当該協定を解約することができる。

（活動の責任）

第 7 条　本活動に起因する事故、第三者または公園施設等への損害については、活動団体がその責任を負うものとする。

（表彰）

第 8 条　市長は、15 年以上にわたり継続して本活動に努め、その功績が特に顕著なものとして認められる活動団体を表彰することができる。

２　過去に表彰を受けた者も、再度前項に該当すると認められる場合は、表彰することができる。

（その他）

第 9 条　この要領に定めのない事項に関しては、市長が別に定める。

付　則

1　この要領は、令和 6 年 8 月 20 日から施行する。

2　この要領の施行日前に締結された協定は、なお、その効力を有するものとする。